原判決を取り消す。 被控訴人の請求を棄却する。 訴訟費用は、第一、二審を通じすべて被控訴人の負担とする。

事 実

昭和四九年(行コ)第五一号事件控訴人(以下「控訴人委員会」という。)指定代理人および同年(行コ)第五二号事件控訴人ら(以下「参加人」または「参加人ら」という。)訴訟代理人は、それぞれ主文同旨の判決を求め、被控訴人訴訟代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

各控訴人らおよび被控訴人の事実に関する主張および証拠関係は、次に附加する ほかは原判決事実摘示と同じであるから、これを引用する。 第一 被控訴人の主張

本件再審査命令は、被控訴人が参加人日本労働組合総評議会全国金属労働組合東京地方本部プリンス自動車工業支部(以下「参加人支部」または「支部」という。)所属組合員を時間外勤務(休日勤務を含む。以下「時間外勤務」または「支部」という。)に就業させなかつたことが同組合員を全日産自動車労働組合(以下「支部の組織の弱体化を図つた行為として労働組合法(以下「労組法」という。)が被控訴人に対して東京都地方労働大会員会(以下「都労委」という。)が被控訴人に対して発した「被申立人(員である、支部所属組合員に対し時間外勤務を命ずるにあたつてはならない。」旨の命令、人)とを理由として他の労働組合員と差別して取り扱つてはならない。」旨の命令(以下「本件初審命令」または「初審命令」という。)を支持したものであるが、右命令は違法であり、取消を免れない。その理由は、要約すれば次の点にある。一不当労働行為認定の誤り

で、これによつてカヴァーする等の方法をとることができ、これによつて右の難点がさほど顕在化するにいたらなかつたのである。これに対し、被控訴人の実施した残業は、限られた機械設備と限られた人員を利用して生産能率を増大せしめる長いて、昼夜二交替制をとり、これと不可分な勤務体制として勤務時間の延長、休日出勤等の時間外勤務制(計画残業)をこれと組み合わせたものであり、作業には厳格に見積られ(ワーク・ファクター方式)したがつて残業が従業の要素を開いて左右されることなく予定どおり確実に行われることが必要不可欠の要素を業についるものである。それ故被控訴人は、日産労組との協定に基づき、毎月の理由ないかぎり当然にこれに従つて残業するという形で、右残業が計画どおり支障勘をいかぎり当然にこれに従つて残業するという形で、右残業が計画とおり支障動務は、右のを支持のもとにおいてきたのである。した、残業についても、これを労働者の意思を無視するともであるとして正面から反対しているのである。

(三) のみならず、仮に被控訴人が支部の要求を容れて支部組合員の夜間勤務を免除し、昼間勤務のみに服せしめ、かつ、支部の要求するような形で昼間勤務の日産労組員と同一の残業をさせるとすれば、それはかえつて旧支部組合員を日産労組員より優遇するという逆の差別待遇となり、被控訴人としてはとうていとることができない措置といわざるをえず、現に日産労組は被控訴人に対しかかる差別取扱に対する強い反対の意思を表明しているのである。それ故、被控訴人が日産労組員と同一の条件のもとにおける残業を強く主張し、この条件に従わないかぎり支部組合員の残業組入れを拒否していることには正当かつ合理的な理由があり、これをもって不当な差別取扱、ひいては支部に対する支配、介入とするのは、全くいわれなき非難といわなければならない。

(四) 各工場の製造部門と異なり、間接部門においては昼夜交替勤務制はとられていない。しかし、間接部門における残業についても、被控訴人は、製造部門における残業との均合等を考慮し、日産労組との間で残業時間を一日四時間、一か月工の時間とする旨の協定を結び、これを実施してきた。しかし支部は、これに対してきた。日産労組員と同様の条件の手とで残業させるとの被控訴人の申入れを拒否し、残業に就く意思のないことを表している。また支部は、間接部門における残業問題に対し各人の作業の質お表している。また支部は、間接部門における残業に服する先決事項であると主張している。これについての解決が残業に服する先決事項であると主張しているが、これが先決されなければならない問題とは考えられないから、支部がいるでその先決を主張しているのは、結局において支部が残業に服する意思がないまでその先決を主張しているのは、結局において支部が残業に服する意思がないまで表明しているものにほかならないというべきである。

(一) 本件再審査命令が支持した初審命令における主文は前述のとおりであるが、右命令は著しく抽象的であり、被控訴人に対して具体的にいかなる措置をとることを命じているかにつき明確性を欠いている。被控訴人は、支部組合員に対してこれに沿つた申入れをしているのであるが、参加人らは、支部が夜間勤務に服することを承諾すると否とにかかわらず、現状のもとにおいて直ちに支部組合員に対し時間外勤務をする機会を与えるべきことを命じたものと解し、控訴人委員会もまた、ほぼ同様の見解を示している。このように大きな解釈の相違をもたらする。

(二) 仮に右命令が参加人らの主張するような内容のものであるとすれば、前述のように日産労組員より支部組合員を優遇する取扱をすべきことを命じたことになり、正義に反し、かつ、平等取扱を旨とする不当労働行為制度の趣旨に違反するものとして違法であるといわなければならない。

三 救済の必要性の消滅

維持する必要性が失われたものとしてこれを取り消すべきであるのに漫然とこれを 維持したのは、救済の必要性の判断を誤つたものといわざるをえず、違法として取 り消されるべきである。

第二 控訴人委員会の主張

一 不当労働行為の成否

被控訴人が支部組合員らを本件計画残業に組み入れることを拒否したことが不当な差別取扱であり、これによつて支部に対する支配、介入を行つたものとして労組法七条三号の不当労働行為となるかどうかについては、単に被控訴人がいかなる目上の理由によつて右残業組入れを拒否しているかという点のみを切り離して考察するだけでは不十分であり、被控訴人が旧プリンス三工場における日産型交替制と計画残業の導入にあたり、およびその以後においてとつてきた態度、被控訴人と部との間の団体交渉の経緯、その間における双方の主張と態度等諸般の事実関係を前察して判断すべきものである。控訴人委員会が右の観点から被控訴人の本件残業組入れ拒否を不当労働行為と認定した理由の要点は、次のとおりである。

業組入れ拒否を不当労働行為と認定した理由の要点は、次のとおりである。 (一) 被控訴人は、昭和四二年二月一日旧プリンス三工場の製造部門に日産型交替制と計画残業を導入して以来、日産労組との間では毎月協議して残業計画を定め、同労組員に対する関係でこれを実施してきたにかかわらず、支部組合員については、支部に対しなんらの提案も交渉もしないままで一方的にこれを昼間勤務のみに組み入れ、かつ、計画残業からは一切除外してきた。このことは、交替性のない間接部門においても同様であつた。

被控訴人は、右のような支部組合員の残業組入れ拒否は、支部が右計画残 (\square) 業を強制残業であると主張してこれに絶対反対の態度を表明していたからであると いう。しかし、被控訴人は、果して支部が右残業に絶対反対なのかどうか、いかなる形態の残業ならこれに応ずるのか、その間に調整の余地はないか等について支部 の意向を打診し、説得ないしは合意に到達するための努力を全くせず、一方的に支 部組合員の残業組入れを拒否しているのである。もつとも、被控訴人と支部との間 には当初支部の存在そのものについて認識の食い違いがあり、そのために事実上団 体交渉の基盤に欠けるところがあつたが、しかしその後労働委員会の命令によつて右の状態が解消され、両者間に団体交渉が行われるようになつてからも、被控訴人が支部に対して日産型交替制と計画残業の内容を具体的に説明したのは漸く昭和四 三年一月二六日の団体交渉の席上においてであり、それまでは、支部組合員に残業 をさせない理由については単に支部組合員との間の信頼関係が欠けているからと答 えるのみで、他は専ら抽象的な議論のやりとりに終始していたのである。他方支部 はその情宣活動において被控訴人の計画残業に対し強制残業反対等の表現を用いて 批判的態度を示していたけれども、果して支部がどこまで残業に反対であるかは、具体的なその内容と理由の説明をしたのちの交渉過程を通じて明らかになるはず あるのに、被控訴人は前述のようにこのような労をとつていない。これらの事実や 本件再審査命令書理由第一・3・(9)記載の事実に照らすと、被控訴人が支部組 合員に残業をさせないのは、支部が「強制残業反対」の態度をとつているからでは 支部および支部組合員に対する嫌悪感からにほかならないこと、ひいては残 業をさせないことにより支部に一定の打撃を与える意図があつたものと認めざるを えない。

ことは、後述のとおりである。)、両者につき平行的な交渉をする等弾力的なや人にである。)、両者につきであると対しないである。)、両者につきであるとであるに、被控訴したであり、またそうすべきであると対しないとの硬直をとが可能でかがある。との表表に認めないとのである。との反対という理由は、単に名目上のに対し、真実は前述のと考える入れての反対という理由は、単に名目上のに対し、真実は前述のと考える入れに残業を見います。とは、被控訴人がを間勤務のととがらも、十分にはごさ組合のでおいたの団体のでおいたの団に支部では、他に対しては、他に対しては、他に対しては、他に対しては、他に対しては、他に対しては、他に対しては、他に対しては、他に対して、他に対しないが、は対して、他に対して、他に対して、他に対して、他に対しないが、は対しないが、は対しないが、は対しないが、は対して、他に対しないが、は対しないが、は対しないが、は対しないが、は対しないが、は対しないが、

初審命令は、支部が残業を申し入れたにもかかわらず被控訴人が交替制勤務に服する他労組員の昼間勤務者と差別して残業を命じなかつたこと、交替制をとつていない間接部門の支部組合員に対しても同様の取扱をしたことが不当労働行為であると認定し、救済命令を発したものであり、控訴委員会も同様の認定のもとにこれを支持したものであるから、右命令が、支部組合員につき、交替制が実施されている職場にあつては交替制勤務の早番に従事する他組合員と、また交替制をとつていない間接部門にあつては他組合員と、残業について差別することを禁止したものであることは明らかであり、被控訴人のいうような不明確性は存しない。

三 救済の必要性

被控訴人は、初審命令後支部に対し支部組合員の残業組入れを申し入れているから、不当労働行為状態は解消し、右命令を維持すべき必要性が消滅したという。とかし、右申入れの事実をもつて不当労働行為の状態が解消したということができないのみならず、かかる状態が一時解消しても、その再発のおそれがある場合にはなお救済の必要性は失われないのである。控訴人委員会は、初審命令後もその履行がなされておらず、また被控訴人が不当労働行為の成立を全面的に争つている態度なかんがみ、なお初審命令を維持すべき必要性があると判断したものであつて、その間になんらの違法、不当はない(なお被控訴人は、本件再審査命令後の昭和四日以降支部組合員を計画残業に組み入れているが、この事実が再審査命令取消の理由となりえないことはいうまでもない。)。

第二 参加人らの主張 一 不当労働行為の成否

(一) 本件支部組合員の残業組入れ拒否が不当労働行為を構成するかどうかは、被控訴人の右行為が支部の存在を嫌忌し、その存在または活動を圧迫、封殺する不当労働行為意思をもつてなされたものかどうかにかかつている。そしてこのような意思の有無を判断するについては、単に右残業組入れ拒否行為のみに着服することなく、被控訴人が支部に対してとつた一連の行動および態度との関連においてこれを考察、評価して判断しなければならない。被控訴人は、昭和四一年八月一日の旧

プリンスとの合併の前後を通じ、旧プリンス時代に同会社内の唯一の労働組合であった支部の存在を嫌忌し、はからと考え、職制を通じて支部の参加人全国金属労働にて支部の労働組合としようと考え、職制を通じて支部の参加人全国金属会を通じて、右三工場側では第二組合を会」という。からの離脱工程合として残ら、第二組合をであるとして、その後右第二は合きでは、ないでは、これを全金の収した日産労組のみを唯一の労働組合である。では、その後右第二は合きでは、おり、は、日の大きに対して、大きなのでは、は、日の大きなのでは、日の大きないのでは、日の大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないのでは、ないのでは、いかのでは、いかのでは、いかのでは、いかのであるにおいてなられたのであることを直視しないのである。本においてならない。

被控訴人は、本件残業組入れ拒否は、専ら支部がこれに反対しているため 右のような不当労働行為意思に基づくものではないという。しかし、支部は旧 プリンス時代においても残業そのものに反対したことはなく、さらに一定の条件の もとに夜間勤務にも服していたのであつて、被控訴人との間で労働基準法三六条に よる協定が成立すれば、残業をするのに吝かではなかつた。しかるに被控訴人は、 支部がその教宣活動において強制残業反対をその要求主張の一項目として掲げてい るのをとらえて残業反対の意思を表明したものとなし、支部に対し、昭和四三年一 月二六日の団体交渉までの数次の団体交渉においても被控訴人のとつている昼夜交替勤務制や計画残業の内容、必要性を具体的に説明することをせず、また右一月二六日の団体交渉においても右の点に関する日産労組との協定の内容を示さず、要す るにこれにつき誠意ある団体交渉を行おうとはしないで、支部組合員を残業に組み 入れると業務上の阻害を生ずると称して一方的に支部組合員の残業を一切拒否し、 リリーフマンによる代替という異常な措置をとつてきたのである。これらの点から みれば、被控訴人の本件残業組入れ拒否の真の理由が、被控訴人の主張するごとき ものではなく、まさに支部抑圧の目的にあつたものであることが明らかである。 被控訴人はまた、前記日産型交替制と計画残業とは一体不可分の関係にあ るところ、支部は夜間勤務に強く反対しているので、支部組合員だけを夜間勤務に 就かせないで昼間勤務の残業をさせるのは、日産労組員を逆差別することになるか ら、このような状況のもとでは支部組合員の残業組入れ拒否もやむをえないとい う。しかし、間接部門においてはもともと夜間勤務はなく、したがつて右のような 問題を生ずることがないのに、被控訴人は昭和四二年二月以降間接部門においても 支部組合員の残業を拒否し、日産労組員と差別しているのであるから、右理由が真実のそれでないことは明らかである。のみならず、夜間勤務に就くことが労働者にとつて不利であるかどうかは主観的な価値観の問題であって、夜間勤務即不利な労 働条件というわけのものではない。参加人全金は、夜間勤務に対し一般的に反対の 態度をとつているが、それは夜間勤務に伴う割増賃金や深夜勤務手当等の経済的利 益を犠牲にしても夜間勤務に就かないことが望ましいとする立場に立つからであつ て、日産労組がこれと異なる価値観から夜間勤務を容認したとしても、それはそれで一つの立場であるにすぎない。それ故、支部組合員に昼間勤務のみをさせ、しか も日産労組員と同一の残業を認めることが日産労組員に不利な差別取扱であるとす る被控訴人の主張はあたらない。

(四) 被控訴人は、旧プリンス時代の残業と被控訴人の計画残業とは全くその本質を異にするものであつたという。しかし、旧プリンスにおいても一定の生産計画のもとで残業予定がたてられ、これにしたがつて所属長の業務命令による残業が行われていたことに変りはなく、両者の相違は、旧プリンス時代においては特殊業種を除いて深夜勤務がなく、深夜勤務の場合には残業がないという点だけにすぎない。そして支部は、旧プリンス時代の残業に対しては、協定に基づく協力を惜しまなかつたのである。なお被控訴人は、夜勤残業が旧プリンス事業部門に導入されたのは昭和四二年二月からであるというが、昭和四一年八月一日の合併時からすでに部分的に夜勤体制が導入されていたのであり、支部組合員はこれに該当しなかつたけれども、残業は従来どおり行つていたのである。

二 救済命令の内容の適法性

初審命令が命じている救済の内容は、被控訴人は支部組合員に対し残業を命ずる

にあたつて、支部組合員であることを理由として他の労働組合員と差別して取り扱ってはならないというのであり、支部が夜勤制度や「強制残業」に反対の言明をし ているからとか、日産型交替制に服するようにとの被控訴人の申入れを支部が拒否 したからといつて、そのことを理由として支部組合員の残業組入れを拒否してはな らない旨を命じたものであることは明らかであるから、その内容において被控訴人 のいうような不明確性は存しない。

また、被控訴人が右命令を実行した場合には、その結果支部組合員は平日勤務のみに服し、しかもこれに附帯する残業にも就くこととなるのに対し、日産労組員は平日勤務と深夜勤務の交替制および各これに附帯する時間外勤務に服することになる。 り、同一職場内に勤務時間体系を異にする二種の労働者が存在することとなるが、 これはがんらい被控訴人が昭和四二年二月の新勤務時間体系の導入に際して支部と なんらの交渉を行わず、不当労働行為意思をもつて支部組合員のみを別異の勤務体 制に服させたことによるものであり、いわば被控訴人がみずから招いた結果ともい うべきであるから、かかる結果を生ずるからといつて初審命令およびこれを支持し た再審査命令を違法とすることはできない。 三 救済の必要性

被控訴人は、本件初審命令後の事実を挙げて救済命令維持の必要性が消滅したも のとし、これを取り消さなかつた本件再審査命令の違法を主張するが、控訴人委員 会は初審命令後においても本件不当労働行為の除去、原状回復は実現されていない と判断して初審命令を維持したものであり、行政委員会である控訴人委員会のかか る判断は、裁判所もまたこれを尊重すべきものである。 第四 当審における証拠(省略)

玾 由

本件の争点

請求原因一(ただし、昭和四八年一月三一日当時における支部組合員数を除 く。)および二の各事実ならびに初審命令が被控訴人において支部所属の組合員に 対し残業を命じなかつたことが労組法七条三号に該当する不当労働行為であると判 断し、控訴人委員会が本件再審査命令において右判断を相当としたものであることは、いずれも当事者間に争いがない。本件における争点は、第一に右不当労働行為 の成立に関する判断が相当かどうかであり、第二に本件再審査命令が維持した初審 命令の定める救済措置の内容の適否および初審命令後の事情の変更によつてこれを 維持すべき必要性が失われたのに、これを維持した点において本件再審査命令に取 消されるべき違法があるかどうかにある。そこで、以下において右各争点に対し順 次判断を加える。

二本件不当労働行為の成否に関する控訴人委員会の判断の適否 不当労働行為の性格とその成否に関する労働委員会の判断 被控訴人が昭和四二年二月一日から旧プリンス事業部門三工場においていわゆる 日産型交替制と計画残業を実施したが、支部組合員のみは右残業に一切組み入れな かつたことは、後述のように当事者間に争いがない。初審命令および本件再審査命 令は、前記のように、被控訴人の右残業組入れ拒否が支部組合員であることを理由 として日産労組員と差別的に取り扱つたものであり、これによつて支部の弱体化を図つたものとして労組法七条三号の不当労働行為に該当すると判断したのに対し、 被控訴人は、支部組合員に対しては日産労組員と同一条件のもとでの残業組入れを提案したのに支部はこれを拒否し、残業に就く意思を有していなかつたのであるか ら、支部組合員を残業に組み入れなかつたのには正当な理由があり、いかなる意味 においても差別取扱にあたらず、これによつて支部の弱体化を図つたものとはいえ ないと抗争する。

思うに、労働組合に属する労働者に対する使用者の労働関係上の処遇が組合員で ある故をもつてする差別的取扱にあたるかどうか、また、これを通じて当該組合の存在および活動に圧力を加える行為であつて、組合に対する支配介入行為とみるべきものであるかどうかは、事柄の性質上極めて微妙な判断を要求する場合が少なく ない。すなわち、一般に使用者と労働組合とはそれぞれ自己に有利な労働条件の獲 得をめぐつて相互に利害が対立する関係にあるから、使用者は、自己の利益の追求 上労働組合の交渉力が強大となることを警戒し、多かれ少なかれその弱体化を望む 傾向を内在せしめており、労組法七条が使用者の一定の反組合的行為を不当労働行 為として禁止しているのもそのためであると考えられるが、他面使用者はもとより

法の禁止に触れないかぎりにおいて自己の利益追求のための活動の自由を有し、 働組合や労働者に不利益な行動態度をとることも許されるのであり、したがつて具 体的場合に労働条件の決定等に関して使用者のとつた労働組合ないしは労働者に不 利益な特定の行為が右の両者のいずれの範疇に属するかを判定することの困難な場 合を生ずることを免れないのである。とくにこれらの場合における判定基準として しばしば重要な役割を果たすのは、使用者の側における反組合的な意図ないし目的 の存否であるが、このような使用者の主観的な意図や目的も、使用者の不当労働行為を禁止する法制のもとでは、その存在を明白に窺わしめるような形では現われないで、一見正当な主張や正当な理由に基づく行為の形をとつて現われることが多 このような場合における右の意図、目的の存否の判断には格別の困難と微妙さ があるということができる。それ故、以上のような場合において使用者の特定の行 為がほんらい使用者の自由に属する範囲の行為であるか、それとも労働組合活動に 対して不当な阻止的ないしは歪曲的影響力を行使するものとして不当労働行為と目 すべきものであるかを判断する場合には、当該行為の外形や表面上の理由のみをと りあげてこれを表面的、抽象的に観察するだけでは足りず、使用者が従来とり来た つた態度、当該行為がなされるにいたつた経緯、それをめぐる使用者と労働者ない しは労働組合との接衝の内容および態様、右行為が当該企業ないし職場における労 使関係上有する意味、これが労働組合活動に及ぼすべき影響等諸般の事情を考察 これらとの関連において当該行為の有する意味や性格を的確に洞察、把握した うえで上記の判断を下だすことが必要であることは、改めていうまでもないところである。労働委員会は、労使関係において生ずべきこの種の問題につきとくに深い専門的知識経験を有する委員をもつて構成する行政委員会として法が特に設けたものであるから、右の不当労働行為の成否に関する労働委員会の判断は、右の意味に おいてこれを尊重すべきものであり、その判断の当否が訴訟上争われる場合におい ても、裁判所は、委員会の作成した命令書における理由の記載のみに即してその当 否を論ずべきではなく、命令書中に明示的にはあらわれていないが、労働委員会の 考慮の中にあり、判断の一基礎となつたと想定される背景的事情や関連事実の存否 にも思いをいたし、これらとも関連づけて当該認定もしくは判断が十分な合理的根拠を有するものとして支持することができるかどうかという見地からその適否を審査、判断すべきものと考える。そこで、以下において右の見地から本件不当労働行 為の成否に関する控訴人委員会の判断の適否を検討する。 二 会社合併をめぐる旧プリンス三工場の労働情勢

命令書理由第1・3・(1)および(2)記載の事実は当事者間に争いがなく、 これらの事実と文書の体裁により成立を認めうる丙第一、第二号証、第四ないし第 六号証、第一五号証、甲第一〇号証、成立に争いのない丙第三、第七号証、第二四 号証の一をあわせると、次の事実が認められる。 (一) 昭和四一年八月一日被控訴人と合併する前の旧プリンス(従業員約七、八〇〇名)においては、参加人全金に属する全金東京地方本部プリンス自動車工業支 部が唯一の労働組合であり、他方被控訴人会社においては日本自動車産業労働組合 連合会(以下「自動車労連」という。)に属する日産労組が唯一の労働組合であつ た。昭和四〇年五月三一日旧プリンスと被控訴人との間において合併に関する覚書 が調印、公表されるにおよび、前記支部は右合併に対する組合としての態度決定に 迫られ、中央執行委員会の決議として、合併に伴う労働条件の引下げを行わないこと等の要求項目を打ち出してこれを組合員に発表するとともに、幹部役員らは日産 労組や自動車労連の幹部との間に話合いを行つたが、後者は、前記支部の方針をも つて、合併に反対し、かつ、日産労組、自動車労連と対決する方針であると批判 し、話合いは進展しなかつた。その後前記支部は中央執行委員会で定めた方針を中 央委員会でも確認したが、他方日産労組や自動車労連の幹部は、前記支部の定期大 会や中央委員会等に出席した機会に右支部の運動方針を批判し、合併成功のため右 支部の中央執行委員を除く組合員らと交流して早急に組織統一を図る必要を説き また、日産労組の定期大会においてはこれを同労組の方針として決定する等の行動 をとつた。このような事情のもとにおいて、右支部の内部にも動揺が生じ、執行部の方針に対する批判的な動きが強くなり、数次の臨時大会を経て昭和四一年三月三 〇日の臨時大会において支部の全金からの脱退および支部の名称をプリンス自動車 工業労働組合(以下「プリンス自工組合」という。)と改称することを含む規約改 正等を決議し、次いで同年四月二日全員投票によつてこれを承認し、会社および全 金にその旨を通告するにいたつた。右組合は合併とともに日産自動車プリンス部門労働組合(以下「プリンス部門組合」という。)と改称したが、その後昭和四二年

六月日産労組に統合された。他方右の動きに同調しない前記支部の一部の組合員らは、上記の一連の決議の効力を否定し、プリンス自工組合は支部とは別個の第二組合であり、支部は依然として全金に属する支部として存続していると主張し、会社(旧プリンス)に対し一五二名の組合員名を通告して団体交渉を申し入れる等の活動を継続した。

三 被控訴人および旧プリンスの交替制勤務と残業の実態

この点に関する当裁判所の認定は、次に訂正、附加するほかは、原判決理由三記載(原判決一五枚目裏二行目から同一七枚目表一〇行目まで)と同じであるから、これを引用する。

原判決一五枚目裏三行目「成立に争いのない」とある部分の次に「乙第二七号証、」を、同「乙第六五号証、」とある部分の次に「原審における」をそれぞれ附加し、同四行目「および同証言」とある部分を「同証言および当審における証人Aの証言」と訂正し、同行目の「プリンスにおいて」とある部分から同八行目の「認められる。」とあるまでを次のように訂正する。

四 本件残業問題発生をめぐる諸事情

□ この点に関する当裁判所の認定は、次に訂正、附加するほかは、原判決理由記載 (原判決一八枚目表一行目から同二〇枚目裏四行目まで)と同じであるから、これ を引用する。

(一) 原判決一八枚目表一行目から二行目にかけての記載部分を「(一)被控訴人と旧プリンスとの合併に関連して支部組合員の間に意見が対立し、組合の分裂を生じたこと、これに関連して不当労働行為救済の申立がされ、これに対して救済命令が発せられたことは、いずれも上記二記述のとおりである。」と訂正する。(二) 原判決一八枚目表五行目「甲第五、」とある部分を「甲第二、第三号、第四号証の一、二、第五号証、第六、第七号証の各一、二、」と訂正し、同六行目「第四一号証」とある部分の次に「、丙第二四号証の二、三、当審における証人Bの証言によつて成立を認めうる乙第一二号証」と附加し、同「証人Cの証言」とあ

る部分を「原審における証人C、当審における証人Bの各証言」と訂正し、同「原 告は」とある部分から同一八枚目裏一行目までを次のとおり訂正する。

「全金や支部は、前記被控訴人に対して団体交渉に応ずべきことを命じた救済命 令の確定と前後して被控訴人に団体交渉を申し入れ、その後団体交渉の日時、場 所、出席者等に関して相互に数回にわたる文書によるやりとりがあつたのち、漸く 昭和四二年三月二二日に支部と被控訴人間の団体交渉が開始されるにいたつたこ と、この団体交渉方式の決定については全金や支部から被控訴人内部における上層部の責任者の出席を要求したが、被控訴人はこれに応ぜず、結局被控訴人側からはプリンス事業部労務次長を首席とする課長クラスの者六名が出席するものとされた こと、右第一回の団体交渉から同年六月三日までの六回にわたる団体交渉において は、後述するプリンス事業部門三工場内における紛争にからむ暴力事件の問題のほ か、主として相当期間団体交渉が行われなかつたことにより懸案となつていた合併 に伴う賃金、退職金等に関する問題や支部の春闘要求事項である賃上げの問題等に

関する論議に費やされたことが認められる。」 (三) 原判決一八目枚裏一〇行目「乙第三九号証」とある部分の次に「、丙第二 四号証の二」を附加し、「証人C」とある部分を「原審における証人C」と、同一九枚目表三行目「夜勤」とある部分から同四行目「行なつてきたこと」とある部分 までを「深夜勤務は、労働者の安全、健康の保持の見地から原則的に反対であると の基本的立場をとり、情宣活動等においてそれを表明していたこと」と各訂正す

(四) 原判決一九枚目表五行目の次に行を代えて次のとおり附加し、同六行目

(五)」とある部分を「(六)」と訂正する。 「(五) 成立に争いのない丙第九号証、弁論の全趣旨により原本の存在と成立 を認めうる丙第一〇号証、当審おける証人D、同E、同Fの各証言によつて成立を 認めうる丙第一一ないし第一四号証と右各証言をあわせると、命令書理由第一・ 3・(6)記載の事実およびこの紛争においては支部組合員らに対して暴行が加え られる等のことがあり、全金や支部は昭和四二年一月二七日被控訴人に対してこれ につき抗議を申し入れたこと、翌昭和四三年一月被害者らから被控訴人および加害者らに対する不法行為による損害賠償請求訴訟が東京地方裁判所に提起されたこと、右事件は昭和四六年一二月二二日ほぼ右原告ら請求の線で裁判上の和解により 終結したこと、その後は同様の形での紛争は発生していないが、支部組合員らと職 場内の直接の上司や同僚との間の人間関係は必ずしも良好でなく、支部組合員らは どちらかといえば疎外されている傾向にあることが認められる。」

原判決一九枚目裏四行目の「(六)」とある部分を「(七)」と訂正し、 (五) 同五行目「甲第一号証、」とある部分の次に「丙第二四号証の二、三」を附加し、 同六行目「証人Cの」とある部分を「原審における証人C、当審における証人Bの 各」と、同「昭和四」とある部分から同二〇枚目表四行目までを次のとおり各訂正 する。

「被控訴人と支部との団体交渉においては、上記のように昭和四二年六月三日ま では主として当面緊急の問題が議題とされていたが、支部は、これらの問題が一段 落した段階における議題として同日の団体交渉ではじめて残業についての差別取扱 の問題を提起したものであること、その後同年一一月二八日までの間数回にわたつ てこの問題に関する話合いが行われ、前記命令書理由第1・3・(8)記載のよう なやりとりがあつたが、この間支部は専ら支部組合員を残業から除外しているのは 被控訴人の会社の方針なのかどうか、その理由は何か、それは支部組合員を不当に 差別するものではないか等を追求し、これに対し被控訴人側は、右は被控訴人の方 針ではなく、残業反対の立場をとつている支部組合員に対する現場職制の不信感に 由来するものであるといい、更に支部が強制残業反対の立場をとりながら残業させ ないのが不当差別だというのは矛盾ではないかと反論し、これに対して支部が前記 のように三六協定に基づく残業に対しては反対するものではないと応酬する(支部 は同年八月六日の団体交渉においてこの見解を表明している。)等の状況で推移し、全体として相互の不信感に基づく揚げ足とり的応酬に終始し、相互の了解およ び合意の到達を目的とする積極的、建設的な論議、交渉とはみ難く、特に被控訴人 側の姿勢にそのような傾向が看取されるようなものであつたことが認められる。」 原判決二〇枚目表四行目の次に行を代えて次のとおり附加する。

「(八)前掲乙第三九号証、丙第二四号証の二、同号証によつて成立を認めうる 乙第一三、第一五、第一八、第二一、第二三、第二四号証をあわせると、支部は上 記残業問題に関する団体交渉の経過に照らして支部組合員らの残業組入れ拒否の理

由を現場の各職制について調査することとし、同年一二月組合員を通じて職制に説明を求めさせたところ、その説明内容は命令書理由第1・3・(9)記載のようなものであつたこと、そこで支部は、このままでは残業問題についての手詰り状態が打開されないと考え、後述のように都労委に対してこれにつきあつせんの申請をしたものであることが認められる。」

(七) 原判決二〇枚目表五行目「(七)」とある部分を「(九)」と、同七行目「(八)」とある部分を「(一〇)」と各訂正し、同八行目「第四一号証、」とある部分の次に「丙第二四号証の二、」を、同九行目「乙第二九号証」とある部分の次に「、前掲丙第二四号証の二によつて成立を認めうる丙第八号証の一、二および当審における証人Bの証言」を各附加し、同「昭和四三年一月二六日」とある部分から同裏四行目までを次のとおり訂正する。

初審命令後の推移に関する当裁判所の認定は、次に訂正、附加するほかは、原判 決理由四の(九) (原判決二〇枚目裏五行目から同二二枚目表末行まで) と同じで あるから、これを引用する。

(一) 原判決二〇枚目裏六行目「乙第五八号証、」とある部分の次に「丙第一七、第一八号証、前掲丙第二四号証の二、三、原審における」を、同七行目「第一一号証、」とある部分の次に「原審における」を、同八行目「右各証言」とある部分の次に「、当審における証人B、同Aの各証言」を各附加する。

(二) 原判決二〇枚目裏九行目「1」とある部分を「(一)」と、同二一枚目表四行目から五行目にかけて「これに対して」とある部分から同裏三行目までを次のとおり各訂正する。

「これに対し支部は、右申入れのうち製造部門については、日産型交替制に伴う 遅番勤務に服することを認めるか認めない程度これを認めを煮っては、 の間で生産計画等から原則的に対して、 の間で生産があるとの交替制を含含される。 では、 の間で生産があるとので交替制けには、 のであるとので交替制けにはいかががある要がある要がある要がある要がであるとのである。 のであるは、 のであるにはいかの残業を必ずの低いたのは、 のであるにはいたのは、 のであるにはいたのは、 のであるにはいたのは、 のであるにはいたのは、 のであるにはいたのは、 のであるには、 のであるには、 のであるには、 のであるには、 のであるには、 のであるには、 のであるには、 のであるには、 のであるとしれがないたのは、 のであるとしれがないたのは、 のであるとしたがでであるが、 には、 のであるとしたがでであるが、 には、 のであるとしたが、 のであるとした。 のであるとしたが、 のであるとしたが、 のであるにいたのは、 のであるにいたのは、 のであるとしたが、 のであるにいたのは、 のであるに、 のであるに、 のであるに、 のであるが、 にはないる。 にはないる。 のであるが、 のである。 のでかる。 のである。 のでか、 ので

(三) 原判決二一枚目裏四行目「2」とある部分を「(二)」と訂正し、同二二枚目表末行の「生じている。」とある部分の次に、「(ただし、当審における証人日は、右のように支部組合員の残業就労率が低いのは、長年残業から外されていたため生計維持上内職やアルバイト等をしていたことによる惰性や、職場における日産労組員との人間関係の冷却による勤労意欲の阻害等によるものである旨証言しているが、このような事情が一つの原因をなしているであろうことは、推断に難くな

い。)」を附加する。

六 支部組合員数の変遷

前掲丙第二四号証の二およびこれにより成立を認めうる丙第三七号証によれば、支部に属する組合員の数は、前記のように昭和四一年四月一〇日現在においては一五二名であつたが、昭和四二年四月には一一六名、昭和四三年四月には一〇八名となり、以来逐年減少して、昭和四八年一月当時は九〇名ないし九一名(被控訴人は九〇名と主張し、控訴人らは九一名と主張しているが、前掲丙第三七号証においては九二名とされており、本件にあらわれた資料からはその正確な数を確定し難い。)となるにいたつたこと、これはいずれも右組合員らの退職によるものであることが認められ、また、上記認定の諸事実に照らすと、右退職については残業できないための収入減という経済上の理由が一つの大きな理由をなしているものと推認される。

七 控訴人委員会の認定の適否

そこで、進んで上記認定の事実関係に照らして本件不当労働行為の成立を認めた 控訴人委員会の認定の適否を検討する。

本件における不当労働行為成否の問題の要点は、被控訴人会社内に日産労 組(あるいは事実上これと同一視しうるプリンス自工組合またはプリンス部門組 合)と支部という傾向を異にする二つの労働組合が併存している状況のもとにおい 被控訴人がその一方の組合との間で結んだ協定に基づいて実施している勤務体 制に他方の都合が反対しているからという理由で、後者の組合員を右の勤務体制の 一環としてその中に組み込まれている残業に就かせることを拒否したことが後者の 組合に対する関係で労組法七条三号の支配介入行為を構成するかどうかという点に ある。一般に、右のように同一企業内に性格、傾向を異にするとはいえそれぞれ自 主性をもつ複数の企業労働組合が併存している場合においては、使用者は、各組合 に対して中立的態度を保持すべく、そのうちの一組合をより好ましいものとしてさらにその組織の強化を助けたり、他の組合の弱体化を図るような行為を避止すべき ことは、労組法の上記規定の要求するところであるが、他方具体的な労使関係また は労働条件に関する問題についてそれぞれの労働組合の主張内容や主張態度が異な るかぎり、これに対する使用者の対応のし方にもおのずから相違を生ずることを免れず、したがつて、使用者の行為が上記中立性のわくを逸脱するものでないかぎ り、右の対応のし方の相違やその結果がそれぞれの組合に利不利を生ずることはや むをえない成り行きというべきものであつて、これにつき使用者を咎める筋合はな いといわなければならない。例えば、労働条件の決定等について使用者が各組合と の間にわけ隔てなく誠実に団体交渉を行い、一方の組合との間では合意が成立し、 右組合所属の従業員に対してはこれに基づく待遇を与えることとなつたのに対し、 他方の組合との間では右のような合意が成立しないため、その組合所属の従業員に対しては同一待遇を与えないという結果になつたり、また、使用者が当該企業内に おける勤務体制や労働条件の斎一化を図る必要から、一方組合との間で妥結した労 働条件等を他方の組合との団体交渉において強く主張し、容易に譲歩の色を示さな いため、交渉が難航したり、場合によつては妥結にいたらないようなことがあつた としても、それらはいずれも使用者と労働組合との間の自由な取引活動の帰結にす ぎないものとみられ、これをもつて直ちに組合に対する不当な差別ということはで きないのである。しかしながら、他方右のような団体交渉の推移や帰結が単に使用 者の無色な取引活動によるものでなく、使用者においてこれらが後者の労働組合な いしはその組合員に及ぼす影響とそれが多かれ少なかれ右組合の組織を弱体化させ る効果を生ずべきことを予測し、むしろ主としてはそのような計算ないし意図のも とにことさらに団体交渉を難航させたり、これを不成功に終らせるような行動態度 をとつたものと認められる場合には、それはもはや上記中立性のわくを逸脱した行 為といわざるをえず、労組法七条二号の団体交渉応諾義務の違反にとどまらず、更 に同条三号の労働組合に対する支配介入行為に該当するものといわなければならな い。使用者の具体的行為が上述の両者の範疇に属するかは、しばしば極めて微妙か うの困難な判断を要求する問題であり、これについては単に行為の外形ないしは表面 上の理由のみにとらわれることなく、関連する諸般の事情との関連を考慮し、その 行為のもつ意味や性格を洞察、把握したうえでこれをしなければならないことは、 さきに一般論として述べたとおりである。

(二) これを本件についてみるのに、被控訴人は、前記のように、旧プリンスと の合併前から日産労組との協定に基づいて実施していた昼夜二交替勤務制と計画残 業を合併後の昭和四二年二月一日から旧プリンス事業部門にも導入し、支部組合員

- (1) 日産労組と支部との間には労資関係や労働条件のあり方について見解の相違があり、前者は後者より被控訴人の措置に対して理解的かつ協力的態度をとつていること。
- (2) 被控訴人と旧プリンスとの合併問題に対しても、日産労組が極めて積極的であるのに対し、支部は旧プリンス部門の既得の労働条件が低下するおそれがあるとして、また、合併後の企業内における組織統一の問題とも関連して、これに対し消極的であり、両者の対立や、その間における日産労組の働きかけ等もあつて、支部の内部に動揺が生じ、結局組合員の大多数は全金から脱退してプリンス自工組合となり、支部は僅か一五二名の組合員を擁する少数組合となってしまったこと。(3) この間において被控訴人は終始日産労組(ないしばアリンス自工組合また、この間において被控訴人は終始日産労組(ないしばアリンス自工組合また)
- (3) この間において被控訴人は終始日産労組(ないしばブリンス自工組合またはプリンス部門組合)に対して好意的態度をとり、反面支部に対しては非好意的であり、当初は支部の存在そのものを否定し、その後労働委員会の命令により支部を独立の労働組合と認めてこれと団体交渉をするようになつてからも、交渉の全過程を通じ一般に懸案の問題を誠実かつ真剣に解決するために積極的な提案や説明、説得を行うという態度に欠け、概して消極的、受身の態度に終始しているようにみうけられること。
- (4) 被控訴人は、前記交替制と計画残業を旧プリンス事業部門に導入するにあたり、支部とはなんらの協議を行うことなく、一方的に支部組合員を昼間勤務にのみ配置し、かつ、残業への組入れをしなかつたこと。もつともこれにされていた情重を抱いて支部の存在につき疑問を抱いているとも、支部の名をもってされていた情重を掲げているとも受けとられるような意向表明をしていたことと被控訴人は、対しているとも受けとられるような意向表明をしてが、しかしは、一次の場所を担じているとも受けとられるような意向表明をしてが、しかしてものと解され、六回目の交渉の際に支部をもしてものと解され、六回目の交渉の際に支部であるとの問題が提起されたのちによかはののの関係を担じるであるとの問題が提起されたの方によりであるとのの問題が提起されたの方により、中であるとの問題が表現して、一方であるとのの関かれたのの問題であるといて支部が都労委にあって表示の関係を表示によって表示の関係を表示によって表示の関係を表示によって表示の関係を表示によって表示の関係を表示して表示の関係を表示によって表示を表示といる。
- (5) 間接部門においては遅番勤務がなく、したがつて交替制に対する賛否の問題が生ずることがないにもかかわらず、被控訴人は同部門に勤務する支部組合員に対しても残業を一切させず、その理由につきなんら首肯しうべき特段の説明をしていないこと。
- (6) 各職場においては前記のように支部組合員と他の従業員との間の人間関係が必ずしも円滑ではない状況にあつたにもかかわらず、被控訴人はこれを放置し、職制等を通じてその是正や融和のための努力を払つた形跡が全く窺われないこと。
- (7) 他方支部は、上記勤務体制に反対の立場をとり、情宣活動のみならず被控

訴人との団体交渉の場においてもその趣旨の発言をしているが、夜間勤務や残業に 絶対反対というわけではなく、とくに後者については三六協定に基づく残業には協 力するといい、要するにこれらの問題については団体交渉を通じて合意に達し、協 定を結ぶことが先決であるとしてこれを迫る態度をとつていたものと認められるこ

支部組合員は残業による収入を得られないため経済的に大きな打撃を (8) け、そのような状態が相当長期間継続していることが有力な理由となつて会社を退 職する者が出たため、組合員数もかなり減少するにいたつたこと。

以上の諸点を指摘することができるのであり、これらの事実に照らし、とくに被控訴人の旧プリンス事業部門においては前記のように支所に所属する者は全体の二 とくに被 パーセントないしそれに満たない極く少数であるため、これらの者を残業に組み入 れないために生ずる不足分を前記のようにリリーフマンの投入という異常措置によ つてカヴァーする方法をとつたとしても、会社としてはそれほど大きな負担ではな く、したがつてあえて支部との意見の対立を解消してその協力をとりつける特段の 必要や利益がなく、他方このままの状態が続けばかえつて支部組合員の方が経済的 に打撃を受け、ひいては組合内部の動揺や組合員の退職ないしは脱退による組織の 弱体化が生ずるであろうことも十分に予測されることに徴するときは、被控訴人が 本件残業組入れ拒否の理由につき支部が上記勤務体制に反対しているからというの は、形式的、表面的理由にすぎないか、ないしはその理由の一部をなすにとどまり、被控訴人が支部組合員の残業をあくまでも許さず、この問題に関する団体交渉 においてもその解決につき甚だしく消極的態度をとり、解決を遷延せしめていることの背後には、上述のような効果発生についての計算ないし意図が伏在しており、 むしろそれが被控訴人の右行動態度の主たる動因をなしているものと推断せしめる に足りる合理的根拠があるものといわなければならない。そうであるとすれば、控 訴人委員会が、被控訴人の上記一連の行動、態度をもつて、被控訴人が単に残業組 入れに関して支部と誠実に団体交渉を行わなかつたというにとどまらず、右のよう に解決を遅延せしめて支部組合員を残業に就かせない状態を継続させることによつ て支部組合員を不当に差別して取り扱い、支部に対し労組法七条三号に該当する支 配介入を行つたものとしたことには、事実の判断および法令の解釈、適用を誤つた 違法があるとすることはできず、この点に関する被控訴人の主張は、失当として排 斥を免れない。

本件救済命令の適否

被控訴人は、本件再審査命令が維持した初審命令における救済措置の内容が不明 確であり、また日産労組所属の組合員を逆差別することを命ずるものであるから違 法であると主張し、更にまた、その後不当労働行為とされる残業に関する差別取扱 の事実は解消したから、救済命令の必要性は消滅しており、したがつてもはやこれ を存続せしめる理由がないものとして取り消されるべきであると主張する。よつ て、これらの点について判断する。

救済命令の内容の適否 本件再審査命令が維持した初審命令の内容は、「被申立人(すなわち被控

訴人)は、支部所属組合員に対し時間外勤務(休日勤務を含む。)を命ずるにあた つて支部組合員であることを理由として他の労働組合員と差別して取り扱つてはな らない。」というものである。被控訴人は、右命令は結局残業に関して支部組合員を日産労組員と同様に取り扱うべきことを命じているのであるから、支部組合員が日産労組員と同一の条件を承認しないかぎり残業組入れを拒んでも差別取扱にはな らないと解されるのに、参加人らは無条件で日産労組員と同様の残業をさせること を命じたものと解しており、このように異なつた解釈を生ぜしめる命令は、その内 容において不明確の違法を免れないという。しかしながら、右命令は、被控訴人に よる本件支部組合員の残業組入れ拒否が不当労働行為であるとの認定に基づき、こ れに対する救済措置として命ぜられたものであるから、それは何よりもまず、右の不当労働行為による違法状態を解消ないし是正するため、被控訴人が現に行つている右残業組入れ拒否の中止を命ずる趣旨に出たものと解される。換言すれば、被控 訴人が現に行つている残業組入れ拒否は支部組合員に対することさらな差別取扱で あるからこれを止めよということであり、これを裏返していえば、支部組合員を他 の労働組合員すなわち日産労組員と同様に残業に組み入れるべきことを命じている ものにほかならない。そのかぎりにおいて右命令にはなんら不明確な点はなく、被 控訴人の主張は、ひつきよう右命令について独自の解釈をたて、更にこれを理由と して内容の不明確性を云為するものであり、採用のかぎりでない。

被控訴人は更に、もし本件救済命令の内容が右述の趣旨のものであるとす れば、それは支部組合員に対して日産労組員を逆差別することを命ずるものであつ て違法であるという。確かに、甲労働組合に所属する従業員を乙労働組合に所属す る従業員より不利に取り扱つたことが不当労働行為としての差別取扱であるとされ る場合、これを是正するための救済措置としては、原則として甲労働組合員を乙労 働組合員と同等に取り扱うべきことを命ずる限度にとどまるべく、乙労働組合員よ り有利に取り扱うべきことを命ずるのは、救済措置として許される限度を超えるも のとして違法であるといわなければならない。しかし、本件救済命令が、支部組合員において交替制勤務に服することを承諾するかどうかを問題とすることなく、昼 間勤務における残業について支部組合員を日産労組員と同様に取り扱うべきこ 命じていることをもつて、被控訴人に対し支部組合員を日産労組員より有利に取り 扱うべきことを命じたものであるとすることは、次の理由により相当とはいえな い。すなわち、被控訴人が右のような取扱が日産労組員に対する逆差別であるとい うのは、同労組員は昼間勤務における残業に就き、これによる時間外勤務手当取得 の機会が得られる反面、交替的に夜間勤務に服するという負担を負うのに対し、支部労組員は後者の負担を負うことなくして前者の機会のみが与えられる点において労働条件に差を生ずること、および一般に夜間勤務は昼間勤務に比し労働者にとつ て重い負担と考えられるから、右の労働条件の相違は日産労組員に不利なものとい うべきであるという理由によるものと考えられるが、しかし仮にこの点を右のとお りに肯定するとしても、被控訴人が本件救済命令に従う結果として日産労組員と支 部組合員との間に現実に右のような労働条件の相違が生ずるのは、日産労組との間 市福石員との間に現実に石のような労働条件の相違が生するのは、日産労組との間では交替勤務制に関する合意が存するのに、支部との間にはこれが存しないためであつて、命令自体の内容的効果としてかかる相違が生ずるものではないことに注意しなければならない。換言すれば、本件救済命令は、昼夜交替制それ自体についてはなんら触れるところがなく、専ら残業についての差別の廃止のみを命じており、前者の問題をどうするかな、専らろのであれる。按照によりないます。 接衝による解決に委ねられているのであるから、被控訴人としては、支部との団体 交渉を通じてその承諾をとりつけるか、あるいは日産労組とのそれにおいて同労組 である。 の承諾を得られるような形でこの問題を処理する等の調整、解決の方途がなお広く 開かれているのであり、その意味においては、残業組入れの問題と交替制の問題と は、控訴人委員会のいうように一応可分なのである。本件救済命令が被控訴人に対 し日産労組員を逆差別することを命じたものとする議論は、ひつきよう被控訴人が 現在採用している勤務体制とそのもとにおける給与体系を不動のものとするが、または表表が たは前記方法による調整、解決が不可能であるとする独断的前提に立つものであつ て、とうてい採用することができない。

事態が生じたとしても、それはもとよりやむをえないところであり、本件救済命令がこれをしも禁止しているものでないことは明らかである。)のみならず、実際問題としても、単に被控訴人に支部と誠実に団体交渉をすべきことを命じただけでは、結局被控訴人が現にとつている行動、態度になんら変更を生ぜしめることにはならず、救済措置としてほとんど実効性を期待することができないのである。それ故、初審命令や本件再審査命令が前記のように被控訴人が現に行つている支部組合員の残業組入れ拒否を中止すべきことを命じたことが、救済措置として許される限度を超えて被控訴人の自由を不当に拘束するものとして許されないとする議論は、当たらない。

(四) 以上述べたとおりであるから、本件救済命令の内容にはなんら違法の廉はなく、この点に関する被控訴人の主張は採用できない。

二 本件救済命令維持の必要性 最後に、本件不当労働行為による違法状態が解消され、本件救済命令を存続せし める必要性が消滅したから、右命令は取り消されるべきであるとする被控訴人の主 張の当否につき判断する。

以上説示のとおり、被控訴人が本件再審査命令の違法事由として主張するところはいずれも理由がないから、右命令の取消を求める被控訴人の本訴請求は失当として棄却すべきものであり、これと結論を異にする原判決は取消を免れず、控訴人らの本件各控訴はいずれも理由があるから、これを認容すべきである。よつて、訴訟費用の負担につき民事訴訟法九六条、八九条、九四条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 中村治朗 蕪山厳 高木積夫)